

More For You
もっと、街・暮らし・笑顔のために

 **武蔵野銀行**

証券コード：8336

第99回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の健康状態に留意していただき、ご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

ご欠席される場合には書面（郵送）またはインターネット等により議決権行使をしていただくこともできますので、是非ご利用をご検討ください。

なお、株主総会の模様は後日ホームページにて配信を予定しておりますのでご視聴ください。

本年は、株主総会へご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第99回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款の一部変更の件	7
第3号議案 取締役1名選任の件	9
第4号議案 監査役3名選任の件	10
(添付書類)	
第99期事業報告	15
計算書類	40
連結計算書類	43
監査報告書	45
株主総会会場ご案内図	

■ **開催日時** 2022年6月28日(火曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

■ **開催場所** さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
武蔵野銀行本店4階大会議室

会場が昨年から変更されております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

■ **書面(郵送)又はインターネット等による議決権行使の期限**
2022年6月27日(月曜日) 午後5時



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃より当行をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

私ども武蔵野銀行は、本年4月に創業70周年を迎えることができました。厚く御礼申し上げます。「地域と一緒に、これからも…」というスローガンのもと、これまでのご愛顧に感謝しながら、引続き、地域の持続可能な発展に取り組んでまいります。

今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

企業理念

地域共存

豊かな地域社会の実現に寄与し、地域とともに発展します。

顧客尊重

変化を先取りした果敢な経営を展開し、組織を挙げて最良のサービスを提供します。

長期ビジョン

埼玉に新たな価値を創造する『地域No.1銀行』 ～Value-making Bank～

埼玉に新たな価値を生み出すことにより、埼玉の発展を主導し、お客さまの期待に応えることで自らも成長することを目指します。

取締役頭取 **長堀和正**



株主各位

証券コード 8336
2022年6月6日

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8

株式会社 武蔵野銀行
取締役頭取 長堀 和正

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
武蔵野銀行本店4階大会議室
会場が昨年から変更されております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
 3. 目的事項 報告事項 (1) 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
(2) 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

- 4. 議決権行使について**
- (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネット等による議決権行使の場合
当行指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認ください。
 - (3) 重複行使の取扱い
議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ (<http://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ (<http://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

定時株主総会会場における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

- 新型コロナウイルス感染防止に向けて、株主の皆さまの健康と安全を第一に考え以下の防止策を実施した上で、本株主総会を開催させていただくことといたしました。
- 株主さまの座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が、最大200席程度となる見込みです。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 当日ご来場の際、体温測定をさせていただき、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、ご入場いただくまでのお時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。
- 会場ではマスクの着用、アルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- 株主総会の議事は、極力、短時間でを行うことを考えております。当日は効率的な議事運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。
- なお、総会当日の模様の一部につきましては、後日、当行ホームページにて、動画でご覧いただけます。ホームページ (<http://www.musashinobank.co.jp/irinfo/stock/meeting/>)
- 本年は、株主総会へご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

スマートフォンをご利用の株主さま

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

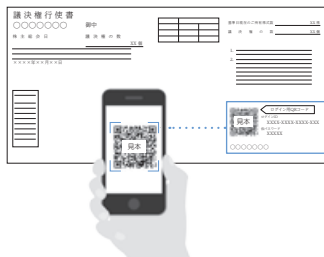
- 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

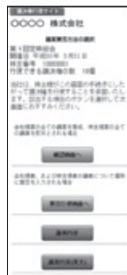
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

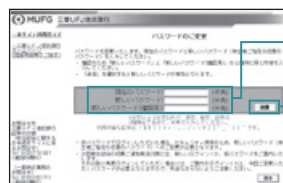
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当行は、利益配分につきましては、地域金融機関として経営の健全性と安定した収益を確保し、内部留保による財務体質の強化を図るとともに、株主の皆さまに報いるため利益の状況や経営環境等を総合的に考慮したうえで、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、第99期の期末配当につきましては、2022年4月1日に創業70周年を迎えることができましたことから、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たりの配当金を普通配当40円に記念配当10円を加え1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金 **50円**

(うち普通配当40円・記念配当10円)

総額 **1,676,824,000円**

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき90円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 **5,000,000,000円**

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 **5,000,000,000円**

第2号議案

定款の一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会書類の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第16条</u> <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが出来る。</u>	（削除）

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等) 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	(附則) (電子提供措置等に関する経過措置) 1 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行される日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役1名選任の件

取締役の黒澤進氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いいたします。

なお、新たに選任いただく取締役の任期は、当行の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

かい ぬま
貝 沼

つとむ
勤

新任

生年月日：1962年3月28日



■所有する当行の株式の数：3,303株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行
2013年4月 当行浦和支店長
2016年4月 当行地域サポート部長
2017年4月 当行宮原支店長
2017年7月 当行執行役員宮原支店長

2019年4月 当行執行役員本店営業部長
2020年6月 当行常務執行役員本店営業部長
2021年6月 当行常務執行役員（現任）
[担当] 営業統括部、ソリューション営業部

取締役候補者とした理由

地域サポート部長、執行役員宮原支店長、常務執行役員本店営業部長等を歴任したほか、2021年6月より常務執行役員として営業統括部、ソリューション営業部担当を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険に関する事項
当行は、全ての取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案

監査役3名選任の件

監査役の劔持好郎氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、黒石輯、毛塚富雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者黒澤進氏の任期は、当行の定款の定めにより辞任される劔持監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における 地位	取締役会の 出席状況	監査役会の 出席状況
1	くろ さわ すすむ 黒 澤 進 新任	常務取締役	13回/13回 (100%)	—
2	け つか とみ お 毛 塚 富 雄 再任 社外 独立	社外監査役	13回/13回 (100%)	12回/12回 (100%)
3	よし だ は や と 吉 田 波也人 新任 社外 独立	—	—	—

1

くろ さわ
黒 澤すすむ
進

新任

生年月日：1961年4月11日



■所有する当行の株式の数：3,566株

■取締役会の出席状況 13回／13回（100％）

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行
 2006年4月 当行三郷支店長
 2011年10月 当行市場金融部長
 2012年6月 当行リスク統括部長

2014年6月 当行総合企画部長兼経営政策室長
 2015年7月 当行執行役員総合企画部長
 2017年6月 当行常務取締役（現任）

監査役候補者とした理由

三郷支店長、市場金融部長、リスク統括部長、執行役員総合企画部長等を歴任したほか、2017年6月より常務取締役を務めるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務全般に精通しており、監査役として公正な経営の監督を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。

2

け づ か と み お
毛 塚 富 雄

再任

社外

独立

生年月日：1950年1月13日



■所有する当行の株式の数：1,000株

■取締役会の出席状況 13回／13回（100％）

■監査役会の出席状況 12回／12回（100％）

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年4月 野村證券株式会社入社
 1993年6月 同社取締役
 2000年6月 同社専務取締役退任
 2000年6月 株式会社ジャフコ専務取締役

2002年4月 同社取締役副社長
 2010年6月 同社監査役
 2012年6月 同社監査役退任
 2013年6月 当行社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

野村證券株式会社専務取締役、株式会社ジャフコ取締役副社長、同社監査役等を歴任され、企業経営者として豊富な経験や幅広い見識を有しており、引き続き、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者となりました。なお、在任期間は本総会終結のときをもって9年となります。

3

よし だ は や と
吉 田 波 也 人

新任

社外

独立

生年月日：1960年3月12日



■所有する当行の株式の数：一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月	日産自動車株式会社入社	2006年9月	同監査法人代表社員就任
1988年10月	中央新光監査法人（後のみずぎ監査法人） 入所	2007年8月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）入所
1992年3月	公認会計士登録	2007年8月	同監査法人パートナー就任
1993年11月	ドイツ・クーパーズアンドライブランド 公認会計士事務所へ海外出向	2021年6月	同監査法人退職
2000年8月	同監査法人社員就任	2021年7月	吉田波也人公認会計士事務所開設、 代表就任（現職）

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事し、企業会計、監査、内部統制の分野において豊富な知識と経験を有していること、また、監査法人パートナーとしての経営に対する高い見識や豊富な国際経験から、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者とした。なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 毛塚富雄氏と吉田波也人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、毛塚富雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その限度額は法令が定める額としており、本議案が承認された場合、当行は毛塚富雄氏との契約を継続する予定であります。また吉田波也人氏の選任が承認された場合には同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険について
当行は、全ての取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が監査役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当行は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 毛塚富雄氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、吉田波也人氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

(ご参考)

取締役（候補者含む）および監査役（候補者含む）の専門性と経験（スキルマトリックス）

第3号および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

【社内取締役】			スキル区分					
氏名	役位	ジェンダー (性別)	経営戦略 (サステナビリティ)	営業	市場・国際	人事	コンプライアンス ・リスク管理	システム ・IT
加 藤 喜久雄	取締役会長	男性	○	○	○	○	○	
長 堀 和 正	取締役頭取	男性	○	○	○		○	○
白 井 利 幸	専務取締役	男性	○	○		○	○	
大 友 謙	常務取締役	男性	○	○	○	○		
貝 沼 勤	常務取締役	男性	○	○			○	

【社外取締役】				スキル区分						
氏名	役位	独立性	ジェンダー (性別)	企業経営	金融	国際経験	法務	財務・ 会計	IT・ デジタル	地域経済 ・行政
満 岡 隆 一	取締役	○	男性	○		○			○	
真 田 幸 光	取締役	○	男性		○	○		○		○
小 林 彩 子	取締役	○	女性		○		○		○	

【社内監査役】		スキル区分					
氏名	ジェンダー (性別)	経営戦略 (サステナビリティ)	営業	市場・国際	人事	コンプライアンス ・リスク管理	システム ・IT
田 中 勇 一	男性	○	○			○	
黒 澤 進	男性	○	○	○		○	○

【社外監査役】			スキル区分						
氏名	独立性	ジェンダー (性別)	企業経営	金融	国際経験	法務	財務・ 会計	IT・ デジタル	地域経済 ・行政
毛 塚 富 雄	○	男性	○	○			○		
田 村 健 次	○	男性	○				○		○
吉 田 波也人	○	男性	○		○		○		

以 上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

○主要な事業内容

当行は、埼玉県を中心に、預金業務及び貸出金業務を主体としつつ、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務、信託業務等を営み、地域金融機関として多様な金融商品・サービスを提供しております。

○金融経済環境

国内経済

2021年度の国内経済は、企業活動等の改善により、一部持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、足踏み状況となりました。2022年入り後は、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大やロシアのウクライナ侵攻に伴う世界経済の先行き不透明感の強まり、資源・資材価格の高騰、サプライチェーンの分断等による景気の下振れリスクが懸念されています。

県内経済

県内経済についても、一部に弱さがみられるなど、回復力に欠ける状況で推移しました。2022年入り後は、新型コロナウイルス感染急拡大の影響から、個人消費を中心に停滞がみられました。こうした中、県内企業においても、原材料価格の高騰、資材・部品不足の影響等を受け、年度後半には製造業を中心に業況が悪化する傾向となりました。

金融情勢

日経平均株価は、2021年2月に3万円台を回復した後、夏場にかけて新たな変異株による感染再拡大の影響などから、一進一退の展開が続きました。その後は、新型コロナウイルス感染者数の減少や新たな経済政策への期待感の高まりから回復基調を辿り、年末としては1989年以来32年ぶりの高値水準(28,791円)となりました。2022年入り後は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻による海外および国内経済への下押しリスクの強まりから、3月初には24,000円台まで急落した後、年度末は27,821円となりました。

○事業の経過及び成果

【事業の経過】

中期経営計画「MVP 70」

このような金融経済環境のもと、2013年に策定した、長期ビジョン「埼玉に新たな価値を創造する『地域NO.1 銀行』」の実現に向け、2019年4月から、その最終フェーズとして4年間の中期経営計画「MVP 70」をスタートさせました。これまでの9年間を通じ取組んできたビジネスモデルの変革を一層確かなものとしていくために、様々な施策を展開しております。

施策推進

当期の主な施策のうち店舗関連につきましては10月に初の商業施設内店舗、インスタブランチとして入間支店をオープンいたしました。税務等について専門スタッフと相談できる遠隔相談ブースを設置したほか、窓口営業時間を18時まで延長するとともに、土日祝日営業や住宅ローンセンターの分室を併設するなど、利便性の向上・高度なサービス提供に向けた店舗ネットワークの構築を図っております。

法人のお客さまに対しましては、金融仲介機能にとどまらず、ウィズコロナ下での本業支援を加速させております。ビジネスマッチングやM&A・事業承継などをはじめとした各種ソリューション機能の拡充強化、県内企業の旺盛な人材ニーズに対応すべく人材紹介業務にも注力しております。更には、公的補助金を活用した事業再構築支援も展開しております。

個人のお客さまに対しましては、相続・信託業務における提案力強化に努めるとともに、資産形成分野におけるサービスラインナップを拡充すべく、千葉・武蔵野アライアンスの提携施策として、「ファンドラップ」の取扱を開始いたしました。



入間支店（インスタブランチ）



デジタルトランスフォーメーション（DX）への取組み

「人とデジタルの融合」を標榜した成長戦略や、インフラ基盤構築などの戦略を掲げ、積極的にデジタル技術を活用しながら、より付加価値の高いお客さまサービスの提供と業務効率化・生産性向上に取り組んでまいりました。タブレット端末や電子記帳台等を導入し、お客さまとの接点強化を図るとともに、WEB会議やチャットを活用した行員のワークスタイル改革への取組みを強化してまいりました。

また、スマートフォンによる電子マネーへのチャージや決済代金の支払い、公共料金・税金の支払い等のキャッシュレス決済の充実に加え、スマートフォンアプリ「武蔵野銀行アプリ」に振込・来店予約等の機能を追加いたしました。

こうした取組みが評価され、10月には、経済産業省の「DX認定業者」認定を、2月には、地方銀行として初めての認定取得となる産業競争力強化法における事業適応計画（情報技術事業適応）の認定を取得いたしました。今後、本計画を具現化していくことにより、ローン取引の非対面化や、取引データ分析に基づく個々のお客さまニーズに沿ったよりタイムリーな金融サービス提案の実現など、これまで以上にスピード感をもってDX推進に取り組んでまいります。

サステナビリティの推進

9月には、「サステナビリティ推進委員会」を設置し、サステナビリティに関する諸課題の解決に取り組んでおります。コンサルティングによるお客さま支援を強化しているほか、今年度に入り、2022年4月には、お客さまのSDGs経営を後押しすることを目的とした「むさしのSDGsフレンズローン」の取扱を開始しております。

地方創生

2014年から「見沼たんぼ“小麦”6次産業創造プロジェクト」をスタートさせました。さいたま市産小麦を使用した商品化支援に取組み、6月には、「埼玉県150周年記念プロジェクト」として、ベーグルの商品化を実現することができました。

11月には、「さいたま市20周年記念プロジェクト」として、クラフトビールの商品化を実現いたしました。

また、川越の魅力を発信すべく、立教大学との産学連携事業の一環として、シリーズ10作目となるまち歩きマップ「ぶらって川越」を製作いたしました。



埼玉県150周年記念プロジェクト



さいたま市20周年記念プロジェクト

アライアンス戦略

千葉銀行との包括提携「千葉・武蔵野アライアンス」は、6年目を迎えました。金融商品仲介業務や相続関連業務における連携、ビジネスマッチング、共同拠点の設置、人材交流など、連携分野は多岐にわたっております。2021年4月からは、新5か年計画のもと、地域連携モデルとして、より深化させていくことを目指しております。

各地域を代表する地方銀行10行が参加する地方銀行最大の連携「TSUBASAアライアンス」については、キャッシュレス、M&A、海外ネットワークの活用等、金融サービス

の高度化に加え、SDGsなどの新たな課題に、広域連携の強みを活かしながら取組んでまいります。



■個人のお客様へのサポート

金融商品
仲介業務

資産運用
(アセットマネジメント) 業務

相続関連
業務

共同ATMの設置

■その他

共同拠点の設置

人材交流

■法人のお客様へのサポート

ビジネスマッチング

シンジケートローンなどの
事業金融

国際
業務

事業承継
支援

事業再生
支援

キャッシュレス業務拡充

アプリ共同開発

広域でのM&Aマッチング

海外ネットワークの活用

SDGsへの取組み

マネー・ローndリング
対策の高度化

新本店竣工

皆さまのおかげをもちまして、2021年12月13日に本店ビルがグランドオープンいたしました。

地域の皆さまとの交流・共創の拠点を2階の地域創生スペース「M'sSQUARE」に設け、多様なテーマのセミナー・シンポジウムを開催し、マルチディスプレイ等で地元埼玉の魅力を発信しております。また、コワーキングスペース、地元スポーツチームの応援ブース、デジタル体験スペース、カフェも常設しております。

4階大会議室の内装には埼玉県産の西川材、細川紙を使用しており、また、この大会議室では経営セミナー等を開催したほか、災害時には、帰宅困難者の受入れを行います。

地域と調和する植栽の庭「武蔵野の森」には、「武蔵野」在来の樹木や秩父の自然石を活用し、金融機関の本店で初めて生物多様性への保全貢献度を認証する「JHEP（ジェイヘップ）」認定を取得しております。



武蔵野の森



M'sSQUARE



4階大会議室

今後も、地域との共通価値を創造し、地域社会の成長、発展に積極的に取組んでまいります。

【事業の成果】

預金等

譲渡性預金を含めた預金等残高は前期末比1,236億円増加し、4兆7,976億円となりました。また、預り資産残高は前期末比554億円増加し、9,518億円となりました。

貸出金

貸出金残高は前期末比520億円増加し、3兆8,543億円となりました。

有価証券

有価証券残高は前期末比506億円増加し、7,353億円となりました。

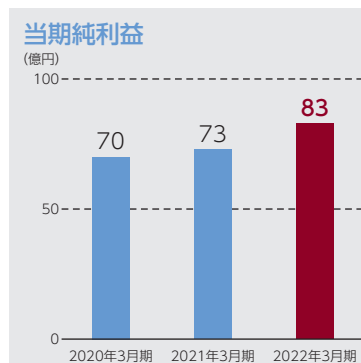
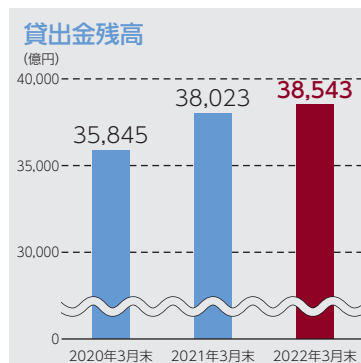
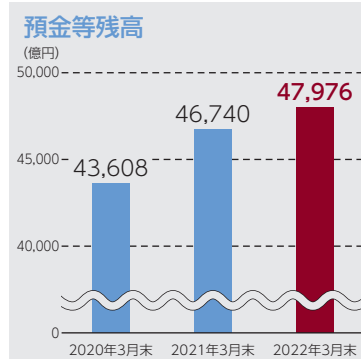
損益状況

経常収益は、資金運用収益や役務取引等収益が増加した一方、株式等売却益を主因にその他経常収益が減少したこと等から、前期比9億20百万円減少し582億28百万円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入額を主因にその他経常費用が減少したこと等から、前期比14億41百万円減少し460億79百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比5億21百万円増加し121億48百万円、当期純利益は前期比10億13百万円増加し83億17百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は前期比6億84百万円増加し134億92百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比9億79百万円増加し90億1百万円となりました。



○対処すべき課題

地域金融機関においては、金融仲介機能の一層の発揮とお客さま本位の業務運営の実践を通じ、地域経済および社会の活性化に貢献する持続可能なビジネスモデルの確立、その前提となる経営の健全性・透明性の更なる向上に向けた不斷の努力が求められております。

また、少子高齢化の進展に加え、コロナ禍での経済活動や生活様式の変化を考慮し、加速度的に進展する脱炭素化やデジタル化など業態を超えた動きを敏感に捉え、中長期的な視点で、地域の特徴を活かした独自の成長戦略を描き、遂行していくことも不可欠となっております。

中期経営計画「MVP 70」

このように激しく変化する経営環境や業界動向などを見極めながら、お客さまの課題解決と地域社会の発展に貢献するため、中期経営計画「MVP 70」を2019年4月からスタートさせ、「お客さまと地域にずっと寄り添っていく銀行」、「人を大切にし、人を成長させる銀行」を目指す姿に掲げ取組んでおります。

目指す姿		
お客さまと地域にずっと寄り添っていく銀行		人を大切にし、人を成長させる銀行
長期ビジョン完遂に向けて邁進	収益構造転換を確固たるものに	埼玉の地銀にふさわしい成長軌道
課題解決を通じて、お客さまの圧倒的な満足と本業収益（資金収益・役務収益）をいただき、地域の発展のために再投資していくビジネスモデルを徹底的に追求していく		
具体的戦略		
成長戦略	・地域No.1のソリューションに向けたセグメント別の営業態勢への転換 ・法人のお客さまへの取引深度の向上・永続的取引の追求	
	・個人のお客さまのライフプランに寄り添った生涯にわたるサポート ・人とデジタルの融合によるお客さま接点拡充	
デジタルトランスフォーメーション（DX）	創造戦略	人材戦略
アライアンス戦略	有価証券戦略	グループ戦略
経営管理態勢・コンプライアンス・ESG/SDGs		

人とデジタルの強みをそれぞれ引出しながら、お客さま接点の一層の強化に努めるとともに、お客さまの期待に応える提案力・課題解決力を有する人材の計画的育成、ITリテラシーの向上、および新たなニーズにお応えするサービスラインナップ拡充に努めております。

そして、地元経済を支える企業の皆さまにこれまで以上に寄り添うべく、2020年10月に設置した「コンサルティング営業室」を中心に、本業支援に一層力を注いでおります。経営者との積極的な対話を通じ、1社1社の経営課題や潜在的ニーズを的確に把握し、それにお応えするお客さま目線のソリューションを提供していくことで、企業の経営革新やビジネスモデル再構築などを支援し、持続的成長に貢献してまいります。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）を更なる成長の糧とすべく、日進月歩で成長・進化している様々なテクノロジーの積極的な取り入れやデータ分析の高度化を進めております。タブレット端末を活用した新営業店システムの導入やスマートフォンアプリ「武蔵野銀行アプリ」など、各種銀行取引を来店することなくご利用できるよう全面リニューアルを順次実施しているほか、電子契約などお手続きのペーパーレス化や営業活動におけるリモート環境の整備など、お客さま満足や生産性・効率性向上に繋がる取組みを引続きスピード感を持って推進してまいります。

サステナブルな地域社会の実現に向けて

経営の健全性や透明性を確保するため、コーポレート・ガバナンスの高度化に取り組むとともに、コンプライアンス体制の強化および社会規範の遵守にも継続して取り組んでまいります。あわせて、SDGsや環境・社会・企業統治（ESG）の観点を積極的に経営に取入れ、「武蔵野銀行SDGs宣言」のもと、持続可能な地域社会の創造に貢献すべく業務に邁進してまいります。

2021年9月にTCFD提言への賛同を行い、その後、「サステナビリティ基本方針」等を



取引先へのソリューション提供



DXの推進

制定し、より実効性のあるサステナビリティ経営の実践に向け、取組んでおります。

2022年3月には、サステナビリティに関わる全行的な取組みを統括・推進する専門組織として、「サステナビリティ推進室」を設置しました。地元企業の皆さまのサステナビリティ経営支援、より主体的な地方創生・地域活性化に取り組んでいくとともに、先鋭化する気候変動・生物多様性などの環境問題についても、組織横断的に取組んでまいります。

また、今年度に入り、2022年6月には、地域商社「むさしの未来パートナーズ株式会社」を設立いたしました。地域商社では、家事や買物代行等の高齢者の日常生活面での課題に対し、サービスを提供する事業者紹介などの生活支援及び商品開発や販売支援といった県内企業の商流支援に取り組んでまいります。

引続き、コロナ禍での業務継続体制を堅持するとともに、アライアンス戦略も有効活用しながら、企業の皆さまの本業支援やお客さまの安定した資産形成など、各種ご相談に真摯に対応すべく、本分である金融仲介機能の発揮とコンサルティング機能の強化に努めてまいります。

創業70周年

本年4月をもって、当行は創業70周年を迎えました。創業以来変わらぬ「地域共存」「顧客尊重」の経営理念のもと、お客さま、株主さま、地域社会など、全てのステークホルダーの期待にお応えできるよう、グループ役職員一同更なる研鑽に努め、これからも地域の皆さまと手を携えながら、永続的な発展を目指してまいります。



株主の皆さまにおかれましては、引続き力強いご支援賜りますようお願い申し上げます。

ご参考

武蔵野銀行SDGs宣言

武蔵野銀行はSDGs (国連「持続可能な開発目標」) の目標達成に貢献するため、グループ全役職員が取り組むことを宣言します。



■ 目指すべき姿 (重点領域)

武蔵野銀行はSDGs (国連「持続可能な開発目標」) の目標達成に貢献するため、グループ全役職員が取り組むことを宣言します。

持続的成長の源泉としての企業統治

企業統治を持続的成長の源泉と位置づけ、創業以来不変の経営理念に基づく確固たる銀行経営を志向します。

対応する
SDGsの
項目



持続可能な地域経済

地元産業のイノベーションや地産地消の促進、快適かつ強靱なまちづくりに貢献し、持続可能な経済成長を実現します。

対応する
SDGsの
項目



いつまでも自分らしく暮らせる地域社会

全ての人が自分らしく、健康で幸福に生活できる社会をつくるため、積極的な取り組みを行います。

対応する
SDGsの
項目



気候変動への対応と生物多様性の維持向上

地球規模の気候変動に対応するとともに、地域の豊かな生物多様性の維持向上に取り組めます。

対応する
SDGsの
項目



(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	4,131,049	4,214,973	4,591,705	4,763,406
定 期 性 預 金	1,530,748	1,477,104	1,449,175	1,415,782
そ の 他	2,600,301	2,737,868	3,142,529	3,347,623
社 債	—	—	—	—
出 金	3,535,507	3,584,520	3,802,305	3,854,315
個 人 向 け	1,055,494	1,052,245	1,083,514	1,104,428
中 小 企 業 向 け	1,621,124	1,668,495	1,879,523	1,941,904
そ の 他	858,889	863,780	839,268	807,983
商 品 有 価 証 券	62	48	62	51
有 価 証 券	656,262	626,852	684,681	735,357
国 債	118,895	85,811	86,609	119,978
そ の 他	537,367	541,041	598,072	615,378
総 資 産	4,600,949	4,659,381	5,300,839	5,468,037
内 国 為 替 取 扱 高	11,909,435	12,076,016	12,058,919	12,314,644
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 3,991	百万ドル 3,722	百万ドル 3,437	百万ドル 2,760
経 常 利 益	10,139	7,280	11,627	12,148
当 期 純 利 益	4,700	7,091	7,303	8,317
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 140 32	円 銭 211 74	円 銭 218 12	円 銭 248 35
信 託 財 産	—	1,043	3,283	5,735
信 託 報 酬	—	15	55	68

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。当行は、「役員報酬B I P 信託」を導入しており、当該信託が保有する当行株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、役員報酬B I P 信託が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経 常 収 益	77,858	67,852	71,418	71,186
経 常 利 益	11,371	8,745	12,807	13,492
親会社株主に帰属する当期純利益	5,345	8,066	8,022	9,001
包 括 利 益	△5,140	△789	16,406	4,046
純 資 産 額	239,214	235,458	249,179	250,554
総 資 産	4,626,044	4,674,059	5,319,971	5,486,283

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末
従業員数	2,030人
平均年齢	40年8月
平均勤続年数	16年9月
平均給与月額	415千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 従業員数には、臨時雇員は含みません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末
埼玉県	93か店（うち出張所 2）
東京都	5か店（ // ー）
茨城県	1か店（ // ー）
合 計	99か店（ // 2）

- (注) 1. 入曽、狭山西、深作、北浦和西口、宮原西口、横瀬の6か店について、支店内支店化（ランチ・イン・ランチ方式）を行ったことにより、店舗の拠点数としては90か店となっております。
2. 店舗外ATMについては、ヤオコー入曽店出張所、狭山広瀬東出張所を新設、丸広百貨店入間店出張所、OLSビル出張所、狭山台団地出張所を廃止したことから、113か所となっております。
3. さらに、千葉・武蔵野アライアンス事業の一環として、千葉県内の駅やアウトレットパーク、成田空港など22か所の千葉銀行のATMが当行ATMと同じ手数料体系で利用できるようになっております。

□ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 当年度において店舗外ATMを下記の2か所新設、3か所廃止いたしました。

<新設>

ヤオコー入曽店出張所、狭山広瀬東出張所

<廃止>

丸広百貨店入間店出張所、OLSビル出張所、狭山台団地出張所

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 千葉銀行	千葉銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 千葉銀行

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設備投資の総額	11,810百万円
---------	-----------

□ 重要な設備の新設等

内容	金額
新本店建替関連連 情報系システム 新入間支店移転	9,408百万円 1,255百万円 165百万円

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ぶざん総合リース 株 式 会 社	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	一般リース、延払取引、オートリース業務	120百万円	50.00%
ぶざん保証株式会社	さいたま市大宮区桜木町 四丁目265番地1	個人向け融資に係る信用保証業務	90	99.36
むさしのカード 株 式 会 社	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	クレジットカード(JCB・VISA)、 金銭の貸付、カード業務に係る信用保証業務	40	62.27
ぶざんシステム サ ー ビ ス 株 式 会 社	さいたま市大宮区北袋町 一丁目307番地	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務	20	45.00
株 式 会 社 ぶざん地域経済研	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	県内経済・産業の調査研究、経営・ 税務等の相談、各種セミナーの開催	20	42.50
株 式 会 社 ぶざんキャピタル	さいたま市大宮区桜木町 一丁目10番地8	ベンチャー企業等への投資、経営 相談	20	5.00
むさしのハーモニー 株 式 会 社	さいたま市大宮区北袋町 一丁目307番地	事務代行業務	10	100.00

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行の連結される子会社は7社であります。その他に持分法適用の関連法人等が1社あります。

重要な業務提携の概況

- ①地方銀行62行の提携により、現金自動設備（以下ATMという）の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ②地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
- ⑤当行と埼玉県に本店を置く信用金庫4金庫、中央労働金庫、埼玉県信連（県内の農業協同組合）との連携により、口座振替による代金回収サービス「埼玉ネットワークサービス（略称SNS）」を行っております。
- ⑥株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置したATMサービスを行っております。
- ⑦株式会社イオン銀行とのATM利用提携により、イオン等に設置されたATMもご利用できます。
- ⑧株式会社ビューカードとのATM利用提携により、首都圏を中心としたJRの駅に設置のATM「VIEW ALTTE（ビューアルッテ）」もご利用できます。
- ⑨株式会社千葉銀行との間で、業務及び資本の提携に関して包括提携契約書（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
- ⑩株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加 藤 喜久雄	取締役会長		
長 堀 和 正	取締役頭取（代表取締役）		
白 井 利 幸	専務取締役（代表取締役） [担当]リスク統括部、 総務部、事務集中部		
黒 澤 進	常務取締役 [担当]総合企画部、 地域サポート部		
大 友 謙	常務取締役 [担当]人事部、 市場国際部		
満 岡 隆 一	取締役（社外役員）		
真 田 幸 光	取締役（社外役員）	愛知淑徳大学ビジネス学部教授、多摩信用金庫員外幹事	(注) 3
小 林 彩 子	取締役（社外役員）	弁護士、片岡総合法律事務所パートナー、株式会社キッツ社外監査役、司法研修所民事弁護教官	
剣 持 好 郎	常勤監査役		
田 中 勇 一	常勤監査役		
黒 石 輯	監査役（社外役員）		(注) 3
毛 塚 富 雄	監査役（社外役員）		(注) 3
田 村 健 次	監査役（社外役員）	一般財団法人自治研修協会理事、学校法人九里学園理事	(注) 3

- (注) 1. 取締役満岡隆一、真田幸光、小林彩子の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役黒石輯、毛塚富雄、田村健次の3氏は社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役真田幸光、監査役黒石輯、毛塚富雄、田村健次の4氏は、企業経営や金融実務を通じて豊富な経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子であります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、2021年6月25日の当行取締役会にて新たに業績連動報酬等の導入を決議したことにより、固定部分である基本報酬、変動部分である業績連動報酬等、及び一部業績に連動する非金銭報酬等で構成しております。

また、社外取締役及び監査役の報酬は、基本報酬のみで構成しております。

なお、基本報酬は役位毎の責任の重さに応じて支給します。

業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する方針は、下記「業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項」に記載の通りです。

種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の水準を踏まえ、検討を行うこととしております。

また、決定方針は取締役会において決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2011年6月29日開催の第88回定時株主総会の決議によって定められた報酬限度額は、取締役が年額350百万円、監査役が年額60百万円であります。なお、取締役に対する業績連動報酬等の金額は年額350百万円に含まれます。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は5名です。

また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬の限度額は、3事業年度を対象として合計300百万円であります。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容については、株主総会の決議で定められた報酬枠総額の範囲内で、取締役会において決定しております。役員報酬制度の内容の独立性、客観性、透明性を高めるため、その内容は経営諮問委員会において事前に審議し、その審議結果を取締役に答申しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	231	214	—	17	11
監 査 役	55	55	—	—	5
計	287	270	—	17	16

- (注) 1. 非金銭報酬等の額には、株式報酬に係る費用計上額17百万円が含まれております。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。
3. 上表には、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

⑤ 業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めるため、業績連動報酬等、及び一部業績に連動する非金銭報酬等を導入しております。

業績連動報酬等は当期純利益等を業績指標とし、それらの達成率及び役位に基づき決定しております。当事業年度の業績指標の実績につきましては、事業報告24頁「1（2）財産及び損益の状況」に記載したとおりであります。

非金銭報酬等は2016年6月28日開催の第93回定時株主総会の決議に基づき導入された業績連動型株式報酬制度（BIP信託）です。当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行う株式報酬であり、役位に基づく非業績連動部分、業績目標（中期経営計画に定める年度毎の目標値）に基づいて決定される業績連動部分により構成しております。業績連動部分は中期経営計画に定める年度毎の当期純利益に対する達成率により決定しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役 満岡 隆一	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
取締役 真田 幸光	
取締役 小林 彩子	
監査役 黒石 輯	
監査役 毛塚 富雄	
監査役 田村 健次	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役 および監査役	当行は、保険会社との間で全ての取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 当該保険契約は被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、その他法令違反行為や故意行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 真田 幸光	愛知淑徳大学ビジネス学部教授、多摩信用金庫員外幹事
取締役 小林 彩子	弁護士、片岡総合法律事務所パートナー、株式会社キッツ社外監査役(当行と同法人との間には特別な関係はありません。)、司法研修所民事弁護教官
監査役 田村 健次	一般財団法人自治研修協会理事(当行と同法人との間には特別な関係はありません。)学校法人九里学園理事(当行は同法人と通常の銀行取引があります。)

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 満岡 隆一	2年 9か月	取締役会13回開催中 13回出席	外資系メーカーのトップとして企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性の向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。 経営諮問委員会では、指名・報酬に関する議案について審議し、同委員長として、議事運営と取締役会への報告を行いました。
取締役 真田 幸光	9か月	取締役会10回開催中 10回出席	海外留学経験や外資系銀行勤務等、豊富な業務経験に加え、国際金融を研究分野とする大学教授を務めている経験を通じて得た知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、国際金融、国際情勢を踏まえ、企業価値の持続的向上の視点に基づき、当行経営全般について専門的かつ幅広い知見を活かし、積極的な助言を行いました。
取締役 小林 彩子	9か月	取締役会10回開催中 9回出席	弁護士としての知見に加え、ファイナンス、企業法務、コンプライアンス等広範な専門知識を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、効率的な業務運営に向けた提言や生産性向上に資する意見表明を行い、監督機能を果たしました。取締役会では、専門的かつ幅広い知見を活かし、ダイバーシティの視点やお客さま目線を踏まえ、当行の経営全般について積極的な助言を行いました。
監査役 黒石 輯	12年 9か月	取締役会13回開催中 12回出席 監査役会12回開催中 12回出席	銀行経営者として豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、銀行経営者としての専門的見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 毛塚 富雄	8年 9か月	取締役会13回開催中 13回出席 監査役会12回開催中 12回出席	企業経営者として豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、企業経営者としての専門的見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 田村 健次	6年 9か月	取締役会13回開催中 13回出席 監査役会12回開催中 12回出席	地方行政経験者として豊富な経験や専門的な知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、監査・監督機能を果たしました。 また、監査役会において、地方行政経験者としての実務的見地から、当行の経営全般について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 取締役真田幸光氏、小林彩子氏は2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において新たに選任され就任いたしましたので、取締役会への出席状況には、就任後の取締役会の回数を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	26	26	—	—	5
監査役	21	21	—	—	3
計	47	47	—	—	8

- (注) 1. 社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
2. 上表には、2021年6月25日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|----------|----------|
| 発行可能株式総数 | 80,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 33,805千株 |
- (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 12,732名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,049千株	12.07%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,586	7.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,256	3.74
株式会社千葉銀行	925	2.75
明治安田生命保険相互会社	735	2.19
武蔵野銀行従業員持株会	729	2.17
株式会社三菱UFJ銀行	727	2.16
住友生命保険相互会社	702	2.09
前田硝子株式会社	582	1.73
日本生命保険相互会社	507	1.51

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式(268千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお、自己株式には、役員報酬BIP信託の所有する当行株式(44千株)は含まれておりません。

(4) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,731株	1名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 当行の株式報酬の内容につきましては、事業報告31頁「2（2）⑤業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項」に記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅 野 功 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細 野 和 也	59百万円	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について、当行監査役会は、会計監査人の監査計画及び職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等の適切性について必要な検証を行い、同意の判断をしております。
3. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計金額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は66百万円であります。
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務執行を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

＜業務の適正を確保する体制＞

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当行の倫理、行動の基本指針である「行動憲章」及び法令遵守の基本的規則である「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令遵守の徹底に努めております。
- ・頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当行全体のコンプライアンスの統括部署としてリスク統括部経営法務室を設置するとともに、各部店内にコンプライアンス体制を統括管理する「法令遵守担当者」を任命しております。
- ・法令違反行為その他のコンプライアンスに関する行内通報制度や、財務報告の適正性を確保するために財務報告に関する基本方針を定め、必要な内部管理体制を整備しております。
- ・反社会的勢力との関係を排除・遮断するための対策として、対応部署を総務部内に設置し、問題発生時には、直ちに取締役等の経営陣への報告に加え、警察等関連機関と連携する態勢を整えております。
- ・監査役及び内部監査部署は、当行の法令遵守体制等の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を要請できることとしております。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・リスク統括部を当行全体のリスク管理の統括部署とし、別途定めるそれぞれのリスク管理規程により、担当部署、管理運営方法等を定めるものとしております。
- ・経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、業務の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ることとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役で構成する経営会議に、取締役会で定めた経営上重要な事項の執行についての審議を委任するとともに、業務執行は、取締役会の決議により選任された執行役員及びその他の責任者が、これを行っております。
- ・取締役会は、取締役の職務の執行を監督するとともに、取締役会及び各取締役は、執行役員及びその他の責任者の職務を監督する権限を有し、その責任を負うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び行内規則に基づき適切かつ確実に保存及び管理することとしております。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関連会社等管理規程ほか行内規程等に基づき、協議・報告事項を定めるほか、定期的に当行及びグループ会社の取締役が出席する「グループ情報連絡会」を開催し、グループ全体としての業務の適正化を図ることとしております。
- ・法令違反行為などの通報制度として、グループ会社の取締役及び使用人から当行の担当部署へ通報できる内部通報制度を設け、その運用を行うとともに、当行の内部監査部署がグループ会社に対する監査を実施し、業務の適正化に努めております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役補助者を1名以上配置し、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。

② 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は当行の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に遅滞なく報告することとしております。また、監査役は必要に応じて当行グループの取締役及び使用人、会計監査人等に対して報告を求めることができる体制としております。また、当行グループにおける監査結果や内部通報の状況について、担当部署が監査役へ報告することとしております。

③ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役へ報告を行った者が当該通報をしたこと自体による不利な取り扱いの禁止を内部通報制度規程に明記しております。

④ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会、経営会議、その他重要な会議に監査役が出席し、意見を述べる体制としているほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見の交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンス態勢

コンプライアンスを実践する具体的な計画として、コンプライアンス・プログラムを取締役会で審議・決定し、全役職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会にて進捗状況等をモニタリング(2回)しております。また、コンプライアンス委員会の下部組織である本部法令遵守担当者会議を毎月開催し、その内容を経営へ報告しております。

(2) リスク管理体制

与信ポートフォリオ委員会(6回)、ALM委員会(11回)、オペレーショナル・リスク管理委員会(4回)を開催し、その内容を経営へ報告したほか、BCP訓練を1回実施いたしました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を13回開催したほか、取締役会の権限委譲による決定機関である経営会議（ALM、リスク管理に関する経営会議を含む）を51回開催しました。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（4回）したほか、グループ情報連絡会を開催（2回）し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役の職務を補助する専任の担当者を1名配置するとともに、内部監査部署は当行グループの監査結果等を内部監査報告会を開催（12回）し、監査役へ報告しました。また、常勤及び社外監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議、その他重要な会議及びグループ情報連絡会等に出席し、意見を述べる体制としたほか、監査役と取締役、監査役と社外取締役が定期的に意見交換を行いました。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第99期末 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	790,691
現金	34,011
預け金	756,679
買入金銭債権	816
商品有価証券	51
商品地方債	51
金銭の信託	1,491
有価証券	735,357
国債	119,978
地方債	195,451
社債	177,493
株式	47,140
その他の証券	195,293
貸出金	3,854,315
割引手形	10,041
手形貸付	167,473
証書貸付	3,388,536
当座貸越	288,263
外国為替	3,701
外国他店預け	3,414
買入外国為替	8
取立外国為替	278
その他資産	25,412
前払費用	108
未収収益	4,797
金融派生商品	1,479
その他の資産	19,026
有形固定資産	54,821
建物	27,189
土地	24,667
リース資産	185
その他の有形固定資産	2,780
無形固定資産	5,017
ソフトウェア	4,855
その他の無形固定資産	162
前払年金費用	8,863
繰延税金資産	16
支払承諾見返	4,965
貸倒引当金	△17,484
資産の部合計	5,468,037

科目	金額
(負債の部)	
預金	4,763,406
当座預金	205,712
普通預金	3,053,800
貯蓄預金	48,208
通知預金	2,896
定期預金	1,414,933
定期積金	848
その他の預金	37,004
譲渡性預金	34,290
コールマネー	33,657
債券貸借取引受入担保金	17,476
借入金	347,000
借入金	347,000
外国為替	218
売渡外国為替	119
未払外国為替	98
信託勘定借	5,735
その他負債	13,471
未払法人税等	1,922
未払費用	1,034
前受収益	1,411
給付補填備金	39
金融派生商品	3,894
金融商品等受入担保金	1,739
リース債務	203
資産除去債務	997
その他の負債	2,228
賞与引当金	1,093
役員賞与引当金	22
退職給付引当金	2,949
睡眠預金払戻損失引当金	196
偶発損失引当金	307
株式報酬引当金	80
再評価に係る繰延税金負債	4,227
支払承諾	4,965
負債の部合計	5,229,098
(純資産の部)	
資本金	45,743
資本剰余金	38,353
資本準備金	38,351
その他資本剰余金	2
利益剰余金	137,405
利益準備金	10,087
その他利益剰余金	127,317
不動産圧縮積立金	369
別途積立金	118,560
繰越利益剰余金	8,387
自己株式	△893
株主資本合計	220,609
その他有価証券評価差額金	9,880
繰延ヘッジ損益	124
土地再評価差額金	8,286
評価・換算差額等合計	18,290
新株予約権	38
純資産の部合計	238,939
負債及び純資産の部合計	5,468,037

第99期 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		58,228
資金運用収益	40,411	
貸出金利息	33,245	
有価証券利息配当金	6,282	
コールローン利息	0	
預け金利息	0	
その他の受入利息	883	
信託報酬	68	
役務取引等収益	14,402	
受入為替手数料	2,150	
その他の役務収益	12,251	
その他業務収益	1,475	
外国為替売買益	23	
国債等債券売却益	1,441	
国債等債券償還益	0	
金融派生商品収益	9	
その他経常収益	1,870	
償却債権取立益	372	
株式等売却益	1,017	
その他の経常収益	480	
経常費用		46,079
資金調達費用	1,012	
預金利息	433	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息	140	
債券貸借取引支払利息	53	
借入金利息	0	
金利スワップ支払利息	376	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	4,393	
支払為替手数料	403	
その他の役務費用	3,989	
その他業務費用	1,770	
商品有価証券売買損	1	
国債等債券売却損	1,378	
国債等債券償還損	390	
営業経費	33,358	
その他経常費用	5,546	
貸倒引当金繰入額	2,649	
株式等売却損	328	
株式等償却	274	
金銭の信託運用損	4	
その他の経常費用	2,289	
経常利益		12,148

(単位：百万円)

科目	金額	
特別損失		50
固定資産処分損	5	
減損損失	45	
税引前当期純利益		12,097
法人税、住民税及び事業税	3,651	
法人税等調整額	129	
法人税等合計		3,780
当期純利益		8,317

第99期末 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	790,922	預金	4,757,810
買入金銭債権	816	譲渡性預金	23,290
商品有価証券	51	コールマネー及び売渡手形	33,657
金銭の信託	1,491	債券貸借取引受入担保金	17,476
有価証券	735,215	借入金	358,392
貸出金	3,841,638	外国為替	218
外国為替	3,701	信託勘定借	5,735
リース債権及びリース投資資産	19,534	その他負債	24,766
その他資産	38,226	賞与引当金	1,138
有形固定資産	56,163	役員賞与引当金	37
建物	27,617	退職給付に係る負債	2,964
土地	25,363	役員退職慰労引当金	27
リース資産	8	利息返還損失引当金	44
その他の有形固定資産	3,174	睡眠預金払戻損失引当金	196
無形固定資産	5,125	ポイント引当金	109
ソフトウェア	4,882	偶発損失引当金	307
リース資産	52	株式報酬引当金	80
その他の無形固定資産	190	繰延税金負債	284
退職給付に係る資産	8,518	再評価に係る繰延税金負債	4,227
繰延税金資産	1,103	支払承諾	4,965
支払承諾見返	4,965	負債の部合計	5,235,729
貸倒引当金	△21,191	(純資産の部)	
資産の部合計	5,486,283	資本金	45,743
		資本剰余金	38,353
		利益剰余金	148,605
		自己株式	△893
		株主資本合計	231,809
		その他有価証券評価差額金	10,476
		繰延ヘッジ損益	124
		土地再評価差額金	8,286
		退職給付に係る調整累計額	△210
		その他の包括利益累計額合計	18,676
		新株予約権	38
		非支配株主持分	29
		純資産の部合計	250,554
		負債及び純資産の部合計	5,486,283

第99期 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		71,186
資金運用収益	39,714	
貸出金利息	33,232	
有価証券利息配当金	5,591	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	0	
その他の受入利息	889	
信託報酬	68	
役務取引等収益	15,172	
その他業務収益	2,561	
その他経常収益	13,670	
償却債権取立益	372	
その他の経常収益	13,297	
経常費用		57,693
資金調達費用	1,053	
預金利息	433	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	140	
債券貸借取引支払利息	53	
借入金利息	41	
その他の支払利息	378	
役務取引等費用	4,032	
その他業務費用	1,771	
営業経費	34,845	
その他経常費用	15,990	
貸倒引当金繰入額	2,564	
その他の経常費用	13,426	
経常利益		13,492
特別損失		70
固定資産処分損	25	
減損損失	45	
税金等調整前当期純利益		13,421
法人税、住民税及び事業税	4,147	
法人税等調整額	269	
法人税等合計		4,417
当期純利益		9,004
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		9,001

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野 和也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社武蔵野銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野 和也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社武蔵野銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武蔵野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び各営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役等から報告を受け、また、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社武蔵野銀行 監査役会

常勤監査役 劔持好郎 印

常勤監査役 田中勇一 印

社外監査役 黒石 輯 印

社外監査役 毛塚富雄 印

社外監査役 田村健次 印

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 武蔵野銀行本店4階大会議室

さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
(武蔵野銀行 代表) 電話 (048)641-6111

※会場が昨年から変更されております。下記ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

交通 JR 大宮駅西口より徒歩約7分

※駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用ください
ますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

